



令和5年度デジタル活用支援推進事業の実施計画

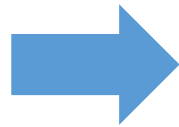
2023年5月17日

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課

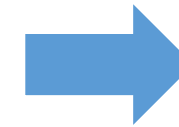
令和4年度補正(令和5年度) デジタル活用支援推進事業

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施（国費10/10補助、上限あり）（講習会の例：マイナンバーカードの申請方法/マイナポータル、e-Tax、オンライン診療の使い方/スマートフォンの基本操作/インターネットの利用方法など）
- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、5年度以降は携帯ショップがない市町村(759市町村※)などでの講習会を拡充（※令和5年4月1日集計）

令和2年度補正予算
9.3億円



令和4年度当初予算16.7億円
令和3年度第1次補正予算3.3億円



令和4年度補正予算
40億円

携帯キャリア等（都市部等）

令和3年度～
講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）

令和5年度は実施箇所数を拡充

地域に根差した支援（地方）

令和3年度～
講習会(地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和5年度は携帯ショップがない市町村などでの講習会を拡充

令和4年度～
デジタル活用支援推進事業講師の派遣



デジタル活用支援推進事業の講師を、携帯ショップがない市町村などに派遣して支援を実施

○ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2 デジタルにより目指す社会の姿

4. 誰一人取り残されないデジタル社会

「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

- ⑤ **高齢者や障害者等への支援**（機器等の利用が困難な人には手助けを行う仕組みも含む。）に当たっては、**身近な者が継続して支援**できることが重要である。その際、**スマートフォン等の基本的な操作方法だけでなく、それで何ができるのか**（オンライン行政手続、身体機能の維持向上、一人暮らしの高齢者の見守り等）**もきめ細かく支援**することが必要である。

第4 デジタルにより目指す社会の姿

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

③ 皆で支え合うデジタル共生社会の実現

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組み、これまでのデジタル活用支援による全国の携帯ショップや地域の ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏まえつつ、更なる質・量の向上を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための方策を検討する。

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

V. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備

① 光ファイバ・5G・データセンター等の全国津々浦々への整備

高齢者などデジタル技術に不慣れな方が身近な場所でデジタル機器の使用方法を学べるようにするため、デジタル推進委員を配置し、誰一人取り残されないデジタル化の実現を目指す。

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

Ⅲ. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備

（全国津々浦々へのデジタル整備）

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、民間企業や地方公共団体等と連携し、**オンラインによる行政手続などのスマートフォンの利用方法に関する助言・相談等の対応支援を全国において引き続き実施**するとともに、携帯電話ショップのない地域を含め、講師派遣を実施する。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則を基本原則としつつ、**行政のデジタル化を着実に推進**する。

○ デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

（4）誰一人取り残されないための取組

①デジタル推進委員の展開

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進する「デジタル活用支援」事業に重点的に取り組み、これまでのデジタル活用支援による全国の携帯ショップ、地域のICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏まえつつ、更なる質・量の向上を図り、地方公共団体や教育機関等とも密接に連携し、地域のサポート体制を確立し、幅広い取組を国民運動として促進するとともに、このような取組を定着させるための方策を検討する。

第3章 各分野の政策の推進

4. 誰一人取り残されないための取組

（4）誰一人取り残されないための取組

（2）デジタル活用に不安のある人への支援

(b)高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**オンラインによる行政手続などスマートフォンの利用方法に関する講習会を2021年度から全国の携帯ショップ等で実施**している。**2021～2025年度の5年間での実施を想定し、2022年度以降は携帯ショップがない市町村を念頭に講師派遣も開始**する予定である。また、地方公共団体による地域におけるきめ細かなデジタル活用支援の取組を促進する。（総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室、自治行政局地域情報化企画室）

○ デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）（抄）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

1. 取組方針

（4）誰一人取り残されないための取組

①デジタル推進委員の展開

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**身近な場所でスマートフォンを経由したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を実施するデジタル活用支援推進事業に取り組み**、これまでのデジタル活用支援による全国の携帯ショップ、地域のICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター、公民館等での講習会等の実施の成果を踏まえつつ、更なる質・量の向上を図る。

令和4年度事業と令和4年度補正事業における差分

- 全国展開型・地域連携型は、スキームの変更はなし。補助額や要件を更新
- 講師派遣型は、補助スキーム、補助額、要件を更新

令和4年度

令和3年度補正 3.3億円
令和4年度当初 16.7億円

令和4年度補正

令和4年度補正 40億円

全国展開型

・2700箇所^(※)で実施

・5400箇所^(※)で実施

地域連携型

・300箇所^(※)で実施

・600箇所^(※)で実施

・補助上限額は全国一律

・携帯ショップがない市町村で実施する場合に旅費などの補助額を加算

講師派遣

・派遣先（自治体等）と派遣講師（携帯キャリア等）は、事前に申請に基づき選定

・派遣先（自治体等）が、派遣講師（携帯キャリア等）に直接連絡し、講習会実施日、実施コマ数や受講者人数等を派遣講師ときめ細かく調整が可能となるよう見直し（詳細は次頁）

・派遣先（自治体等）の希望と派遣講師（携帯キャリア等）の派遣可能条件をシステムで画一的にマッチング

・貸し出し用スマホは派遣講師（携帯キャリア等）が準備

・実施コマ数（3コマ）や講師人数（経験者2人・未経験者4人）を一律に規程

・講師謝金は全国一律

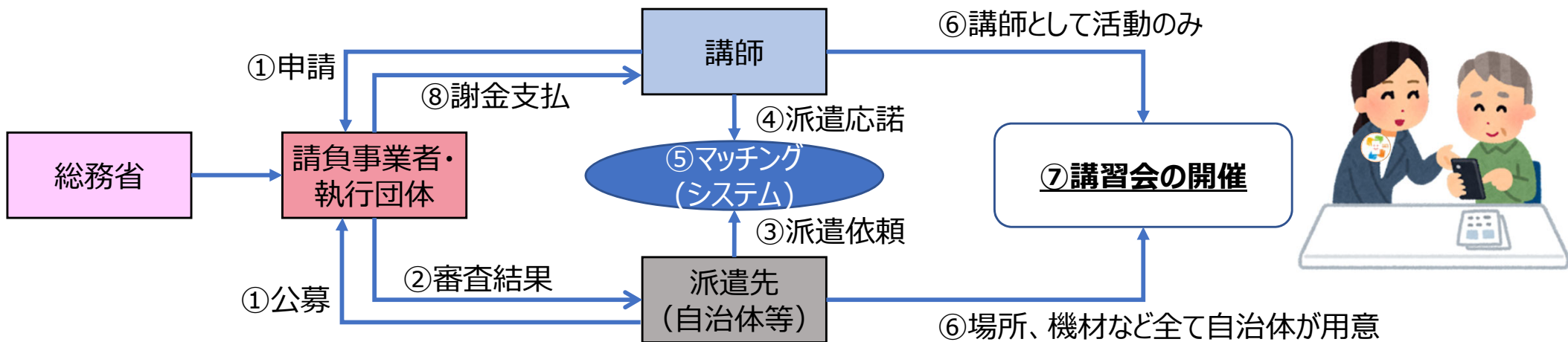
・携帯ショップがない市町村で実施する場合に旅費などの補助額を加算

自治体等のご意見
【講習会の開催準備等の負担】
・マッチング時期が予測できず周知広報が負担
・派遣講師が事前にわからず質が不明
【スマホ等機材準備の負担】
・貸し出しスマホを用意する予算がない

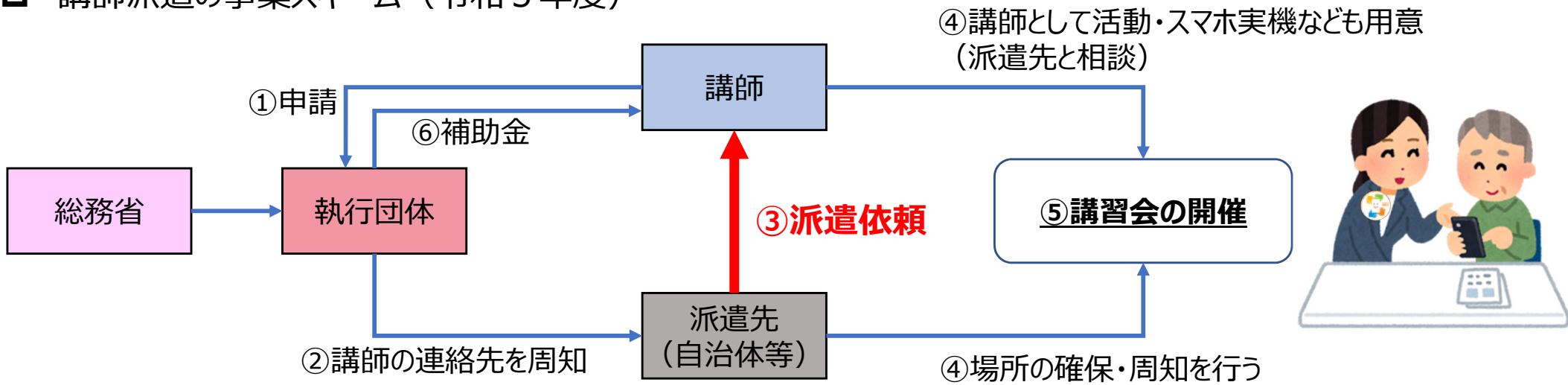
(※) 予算ベースに基づく試算

■ 令和4年度事業において寄せられた意見などをもとに、事業スキームの見直しを実施

□ 講師派遣の事業スキーム（令和4年度）



□ 講師派遣の事業スキーム（令和5年度）



- 執行団体（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社）を通じ、補助金を交付する事業実施団体（間接補助事業者）を公募。
- 執行団体における公募締切後、執行団体の下に設置された外部有識者からなる評価会において、申請に対する評価を実施し、同評価の結果を踏まえて、執行団体から事業実施団体に対して交付決定。
(全国展開型) 4月14日～5月12日にかけて公募
(地域連携型) 4月21日～5月26日にかけて公募
(講師派遣型) 4月21日～5月31日にかけて公募
※所定の上限枠に達しなかった場合、第2次公募を実施

<実施スキーム>




令和4年度補正事業における講座一覧

- 類型ごとにそれぞれ以下の講座を取り扱う
 - 全国展開型 : スマートフォンの活用の「**応用講座**」を取り扱う
 - 地域連携型・講師派遣型 : 「**応用講座**」に加え、電源の入れ方やインターネットの使い方など、機器の操作の仕方を含めた「**基本講座**」を取り扱う
- 令和5年1月に以下の2講座を追加。今後も順次、追加予定。

	<u>全国展開型</u>	<u>地域連携型・講師派遣型</u>
応用講座	<ul style="list-style-type: none"> ① マイナンバーカードの申請方法 ② マイナポータルの活用方法 ③ マイナポイントの申込方法 ④ e-Taxの利用方法 ⑤ オンライン診療の利用方法 ⑥ 自治体マイナポイントの申込方法 ⑦ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法 ⑧ 地域におけるオンライン行政手続の実施方法 ⑨ 新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法 ⑩ 健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録 ⑪ 全国版救急受診アプリ（Q助）の利用方法（令和5年1月） 	
基本講座	<p>基本講座は取り扱わない</p> <p>〔 各社の既存のスマホ教室等の取組で補完できることから、本事業では対象外 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 電源の入れ方、ボタンの操作方法 ② 電話のかけ方、カメラの使い方 ③ アプリのインストール方法 ④ インターネットの利用方法 ⑤ メールの利用方法 ⑥ 地図アプリの利用方法 ⑦ SNSの使い方 ⑧ スマートフォンを安全に使うためのポイント ⑨ オンライン会議システムの利用方法（令和5年1月）

- 「オンライン会議システムの利用方法」講座では、オンライン会議の概要やメリットについて正しく理解するとともに、自分以外の主催者から招待されたオンライン会議に参加したり、自らオンライン会議を開催する方法を習得することを目標とする。

標準教材の抜粋



オンライン会議システムを使ってみましょう

令和5年1月

①

目次

1. オンライン会議システムを知りましょう	P 4
A. オンライン会議システムとは	P 4
B. オンライン会議システムのメリット	P 5
C. オンライン会議システムの利用方法	P 6
2. Zoom を使ってみましょう	P 8
A. Zoom アプリのインストール	P 8
B. 利用登録のしかた	P 10
C. 招待された会議への参加のしかた	P 13
D. 会議の開催のしかた	P 16
3. Microsoft Teams を使ってみましょう	P 19
A. Microsoft Teams アプリのインストール	P 19
B. 利用登録のしかた	P 21
C. 招待された会議への参加のしかた	P 24
D. 会議の開催のしかた	P 26
4. Webex Meetings を使ってみましょう	P 28
A. Webex Meetings アプリのインストール	P 28
B. 利用登録のしかた	P 30
C. 招待された会議への参加のしかた	P 32
D. 会議の開催のしかた	P 35
5. Google Meet を使ってみましょう	P 39
A. Google Meet アプリのインストール	P 39
B. 利用登録のしかた	P 41
C. 招待された会議への参加のしかた	P 45
D. 会議の開催のしかた	P 48

②

2-C 招待された会議への参加のしかた

ミーティングURLから直接参加する方法です。

- 招待されたメールを開き、「ミーティングURL」に記載されたURLをタップ
- パスコードを求められた場合は「パスコード」に記載された文字を入力し「続行」をタップ
- 「ビデオ付きで参加」をタップ（音声のやりとりでよいときはビデオなしでも参加出来ます）



③

3-D 会議の開催のしかた

自分で今すぐ会議を開催する方法です。

- 下部中央の吹き出しのアイコンをタップし、「会議」をタップ
- 「会議を開始」をタップ
- 「会議出席依頼を共有」をタップ
- メッセージアプリ等、会議の情報を送付するツールを選択し、案内を送付



④

4-C 招待された会議への参加のしかた

ミーティング番号を直接入力する場合の参加方法です。

- 「参加」をタップ
- 「ミーティング番号 またはURL」にミーティング番号を入力し、「名前」と「メールアドレス」にそれぞれ情報を入力し「参加」をタップ



③

5-D 会議の開催のしかた

自分で今すぐ会議を開催する方法です。

- 「新しい会議」をタップ (Gmailアプリでも操作可)
- 「会議を今すぐ開始」をタップ
- 他の人を会議に招待したい場合は「招待状を共有」をタップ
- メッセージアプリ等、会議の情報を送付するツールを選択し、案内を送付



④

Google, Google Meet, Gmail, Google Play および Android は Google LLC の商標です。

■ 「全国版救急受診アプリ (Q助) の利用方法」講座では、救急車の適時・適切な利用の重要性について正しく理解するとともに、「全国版救急受診アプリ (Q助)」を用いた緊急度判定の方法を習得することを目標とする。

標準教材の抜粋

全国版救急受診アプリ(Q助)を使って病気やけがの緊急度を判定しましょう

令和5年1月

①


目次

1. 全国版救急受診アプリ(Q助)を知りましょう	
A. 救急車の適時・適切な利用の重要性	P 4
B. 全国版救急受診アプリ(Q助)とは	P 5
C. 救急車の適時・適切な利用に関する参考情報	P 6
D. 全国版救急受診アプリ(Q助)の利用手順	P 7
2. 全国版救急受診アプリ(Q助)利用の準備をしましょう	
A. 全国版救急受診アプリ(Q助)のインストール	P 9
B. 利用登録のしかた	P 11
3. 全国版救急受診アプリ(Q助)を利用しましょう	
A. 緊急度判定のしかた	P 15
B. 医療機関・受診手段の検索のしかた	P 20

②

1-A 救急車の適時・適切な利用の重要性

生命に関わる病気やけがは、何の前触れもなく起こることがあります。



突然の発症には、早期の通報や救急隊による適切な処置、早期の病院搬送等が、救命につながります。

地域の限られた手段である救急車が必要なときにつけられるよう、適時・適切な利用が重要です。

④

2-B 利用登録のしかた

利用登録を行います。

- ① ホーム画面から「Q助」のアイコンをタップ
- ② 利用規約が表示されますので、内容を確認して「利用規約に同意する」をタップ



⑪

3-A 緊急度判定のしかた

「いますぐ救急車を呼びましょう」が表示された場合は、緊急度が高いので、すぐに119番に電話してください。

- ① すぐに救急車を呼ぶ場合は「119番に電話する」をタップし、「はい」を選択
※音声による通報が困難な場合は、Net119緊急通報システムを利用できます。
※Net119緊急通報システムの利用にあたっては事前に申請手続きが必要となります。
- ② オペレーターと会話する際は、必要に応じて「選択した症状」を確認



⑬

3-B 医療機関・受診手段の検索のしかた

受診手段を検索します。

- ① 全国タクシーガイドが表示されますので、「ご希望のタクシーをお選びください」で「救急・救護タクシー」にチェック
- ② 画面を下にスライドさせ、「タクシーを利用される都道府県をお選びください」で「都道府県を選択して下さい」をタップし、検索したい都道府県をタップ

※電話を利用する場合、通話料がかかります。
※電話の音声利用が難しい方は、電話リレーサービスを利用することも可能です。



⑫